

名古屋地方裁判所委員会（第27回）議事概要

1 日時

平成29年2月20日（月）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

名古屋高等裁判所大会議室

3 出席者

（委員） 青山禧子，植田健男，小川令持，小原朱美，加藤敏明，
北辻利寿，長屋祥子，蛭川清，藪押光市，瀬古賢二，
早川幸延，伊藤納，倉田慎也

（説明者） 堀内満（刑事第3部裁判官），小林敏康（刑事首席書記官）

（事務担当者） 白木益美（事務局長），谷口哲文（次長），佐々木憲（裁判員調整官），岡田圭介（裁判員係長），小笠原晶（総務課長），野田明宏（総務課課長補佐），鳥井幸治（総務課庶務第一係長）

4 協議テーマ

裁判員制度7年間の実績と課題～より参加しやすくするための方策について～
（第2回）

5 議事

- (1) 新任委員，説明者の紹介
- (2) 意見交換事項についての概要説明
- (3) 協議テーマに関する意見交換（別紙記載のとおり）
- (4) 次回開催日及び協議テーマ決定

ア 開催日時

平成29年9月19日（火）午後1時30分

イ 協議テーマ

民事調停制度の活用について

(別紙)

協議テーマに関する意見交換

(○：委員，●：委員長，△：説明者)

- 前回出席できなかった委員もいらっしゃいますので，今回から参加していただいている委員から，裁判員制度についてどのような印象があるかお聞かせください。
- 私自身は参加してみたいし，選ばれたとしたら参加するつもりである。私の職場の周りの方（30代）に聞いてみたところ，非日常的なことには「参加したくない」という消極的な意見であった。この意見は私にとっては意外な回答であったが，私の職場は公務員であることから，参加するための休暇制度など，参加することへの支援環境は整っているが，煩わしいことが嫌だという思いが強いのではないかと思う。

- 私自身としては，国民の義務ならば参加するが，私の職場の周りの方に話を聞いてみたところ，参加したいという人もいれば参加したくないという人もいる。ただし，共通して言えることは，裁判員制度自体があまり知られていないと感じた。

今回，事前傍聴に参加して感じたこととして，昔の裁判とは違って，モニターなどの整備機器の充実や，検察官及び弁護人が非常に分かりやすく説明をされていることに驚いた。

また，周りの一般の方に裁判員制度のことについて聞いたところ，選任されたことも秘密にしなければならないなどの誤解があった。このように報道を行っている私の職場ですら，あまり理解していないような状態であったり，一般の方も知らないということは，広報活動が不足しているのではないか。裁判員制度導入当時は，マスメディア等で広報活動が盛んであったが，ここ最近はあまり取り上げられる機会が少なくなっており，一般の方の裁判員制度への意識が低くなっていると思う。

裁判所の法廷は人を裁くという厳正な場であるため，国民に参加していただくためのPRの仕方も難しいと思うが，マスメディアの記者の方にもこの意見交換の議論を聞いてもらうという広報活動があってもいいのではないかと思う。

● 本日は、意見交換の柱として3つの事項について意見をいただきたいと思っています。まず、初めに「より参加しやすくするための手続運営上の工夫」についての御意見をお聞かせください。

○ 裁判所から裁判員の方へ送付している書類については、種類が多すぎて解読できないのが正直なところである。私は以前、2回通知を受けたことがあり、1回目のときは辞退しなかったため、どのように記載すれば辞退が認められるか調べるために、送付された書類を読み込んだ。もし、送付書面の数を削ることが難しいのであれば、一冊の本のような形にし、提出書類を切り取るような方式にしてはどうか。また、見やすくするための工夫として、報道関係の方や大学のデザイン学科の方などの意見を聞き、取り入れていくのも方法の一つだと思う。

○ 質問になるが、様々な書面があるが名古屋地裁で独自に作成しているのか。

△ 全国共通の書面もあれば、名古屋地裁独自で作成しているものもある。名古屋地裁独自で作成している書面については工夫できるところは工夫していきたい。また、全国共通の書面については意見があれば上級庁を通して最高裁へ伝えていきたいと思っている。

しかし、即効性を考えると、まずは名古屋地裁独自で作成している書面を中心に、御意見をいただけたらと思う。

○ パンフレットや書面が複雑であるとか、複雑でなかったというのは問題視していない。難しいとは思いますが、マンツーマンでの連絡で、話をしてもらえることが参加意欲を高める一番の方法だと思うものの、実際には多くの人への個別連絡は難しいと思うので、少なくともファーストコンタクトが良いものであれば参加意欲は高まると思う。

○ 細かいところになってしまうが、行間が狭いと感じる書面がある。様々なことについて説明をしなければならぬことは分かるが、詰め込んで記載されると、押し付けられているような感じになり、読む気にならなくなってしまふ。複数枚になっても良いので、読み手との距離を縮めるためにも、行間を拡げる

など書式の工夫により読みやすくするのも一つの方法だと思う。

- 全体的に読みにくいとを感じる。しかし、どの程度が平均的に読みやすいかについては定めることは難しいと思う。毎年11月に候補者に送付されるように送付時期が決まっているのであれば、一定期間、電話によるお問合せ窓口みたいなものを開設してはどうか。
- △ 名簿登載者への通知に関しては、1か月間ではあるが、最高裁判所に電話相談窓口を開設している。しかし、個別事件でお越しいただく第二段階である事前質問票については専用窓口を設けていないため、裁判員係までお問合せをいただくことになる。
- 最高裁判所で定めている書面は尊重するとして、それ以外の書類として、名古屋地裁独自で、分かりやすくした解説文みたいなものは作成可能であるのかお聞かせいただきたい。
- △ 名古屋地裁独自の工夫点として、選任手続室が複数あることから、その部屋を分かりやすく案内するために、最高裁が作成した書面を色で分けし、庁舎の案内板の色と書面の色を同一色とすることにより、複数の選任手続が行われた際に、庁舎内の移動にあたっての動線を分かりやすくするといった工夫をしている。
- 公判期日の指定についての工夫について、連続して期日を入れて行うか、日にちを空けて期日を入れて行った方が参加しやすいのか人それぞれであると思う。期日を指定するに当たって、参加しやすくするためには、月単位で収まるような指定をすることにより予定も立てやすく、参加しやすいのではないか。
- △ 選任手続から第一回公判期日の日数について、裁判日数が10日以内の事件については、中1日から中3日程度、選任手続から日にちを置いて期日を入れているものが多い。しかし、11日以上裁判日数を要する事件、実際に裁判にかかる3週間以上の長期の事件については、選任手続から中6日以上、場合によっては一か月程度の日を空けて期日を指定しているものが多く、仕事や

家庭事情などの日程調整に必要な期間を設けている。

- 選任期日から公判期日まであまり長く空いてしまうと、裁判員の方の事情変更により裁判に出席できなくなってしまうリスクがあるので、調整日数についてもその点を踏まえて考えています。
- 裁判員経験者の意見交換会での事例で、金曜日が選任期日で、月曜日が第1回公判期日という事件があったが、いかがなものかという感想を持った。
- 選任手続に来ている方で選任された方は、選ばれたとして日にちを調整して来ているので、翌日から公判期日が入っているとしても大丈夫だと思うが、選任されなかった方については、復職する際に大変だと思う。そのためにも、選任手続から第1回公判期日までの日数については、1週間程度を空けることにより職場などでの調整がしやすくなると思う。
- 裁判員を経験した際の裁判員選任中は、裁判所の用務が終了後、夜間に職場に出勤し仕事をしていた。難しいとは思いますが、午前中だけ裁判を行うなどの期日指定が可能であれば、それも一つの方法であると思う。
- 期日を入れるに当たり、午前中などとすると裁判期間が長くなり、業種によっては良い場合と悪い場合があると思いますがどうですか。
- 各人それぞれ環境が異なるため、難しい問題だと思う。1週間で終わるのであれば、連続の方が良い場合もあるし、また、月末などの期日であれば1週間であっても参加は難しいなどの時期的な問題もあると思う。2週間以上に及ぶ場合は、週に1回休みを入れた方が良いと思う。また、裁判期間が11日以上となると、仕事をしている方にとっては負担が大きいため、参加するには難しいのではないかと感じる。
- 会社の規模や業種によって異なるとは思いますが、会社の理解を得るために何か良い考えはありますか。
- 職場の理解については、大手企業や従業員が多い会社は何とか対応はできると思うが、小規模事業者では仕事を止めるわけにはいけないので、休むわけには

いかない。製造業については、納期の問題があり、物理的に無理な会社もある。会社の規模にかかわらずランダムに候補者として選ばれるのは無理があると思う。

裁判員制度を理解していただくためには、広報活動を充実していく必要性があると感じる。発足当時は活発に広報を行っていたと思うが、最近では耳にしたことがないし、若い世代においては知らない人もいるのではないかと。

もちろん、広報は費用がかかるが、行政などの公的機関の広報誌に定期的に掲載をお願いするなどの方法があると思う。まずは、裁判員制度という存在を知ってもらうことが大切で、若い世代だけではなく、企業の経営者の方にも知っていただく必要があると思う。各事業所への広報であれば、商工会議所を利用させていただくことにより、協力できると思う。

- 続きまして、2つめの柱として「選任されなかった裁判員候補者及び辞退承認者への対応」について、御意見を申し上げます。
- 私は、報道関係に勤めているが、クレームなどが寄せられることがある。そのような方々は、当社の番組に関心があるからこそ、お問合せを下さるため、そのような方々をファンとして取り込むための良い機会であると考えている。裁判員選任手続に来られた方々もある意味「ファンクラブ候補」となり得るのではないかと。そう考えると、送付されている文書は、いかにも事務的な文書となっており、「今後も裁判員制度の御理解をお願いいたします。」などの温かい一言があればより良いものになるのではないかと。裁判員選任手続に来られた方々を「ファンクラブ」に取り込むことができれば、その方々が広報官になり得るので、その方々を通じて、広報活動に協力していただければ良いと思う。
- 裁判員になった際の経験では、選任手続については、8人を選ぶのに、こんなにたくさんの人を呼んで手続を行っているのかという印象であった。私は選ばれる気持ちで来ていたので、その方々に協力していただき、サポーターに取り

込むことにより、広報活動につながるのではないか。例えば、裁判所に来ていただいたお礼の意味も含め、1年間程度、広報誌などの送付を定期的に行い、他の一般の方と違う、特別な立場である感じを出すことによって、ファンクラブへ取り込むことが良いのではないか。

○ 当市の仕事の一つとして、国民の方への調査を行う国勢調査というものがある。調査にあたり市民の方に調査員をお願いしているが、報酬の問題ではなく、なかなか協力していただけないのが実情である。当市の部署に国勢調査だけでなく様々な調査を行っている部署があるが、制度の一つに調査登録員制度というものがある。調査登録員は国からの補助金に基づき研修などを行って、80人程度の調査員を育てており、いざというときに役に立つことがあるが、裁判員制度に関しての登録員制度みたいなものも作ってみてはどうか。

○ 裁判員の方々の御意見を拝見させていただくと、職場の協力を得られると非常に参加しやすいとの声がある。裁判員が所属する職場に対してはどのような広報活動を行っているのか。個人ではなく、職場に対して広報活動を行うことにより、より裁判員制度への理解が得られるようになり、関心が高まるのではないか。また、裁判所のロビーには裁判員制度のパンフレットなどの資料がたくさん置いてあるが、図書館など公的な施設などの情報コーナーでは見かけない。様々な施設にパンフレットなどを置くことにより、多くの方の目に触れる機会があるため、より理解が深まるのではないか。

△ 裁判員の経験をした方の職場への広報活動については、裁判員経験者の職場に行き、裁判員経験者とともに職員が説明会を行い、その職場の他の方に裁判員制度の理解を深めてもらうようなことを行っている。

○ アンケートには様々な意見が出ているが、年齢及び性別について、どのような層に理解を得られていないかなどの分析が必要ではないか。分析を行うことにより、より理解していただきたい層が見えてくると思う。

○ 裁判所のイメージとして、堅く怖いイメージがあった。しかし、今回、裁判所

に来て事前傍聴などをして感じるところは、職員の方に親切丁寧に説明をしていただき、非常に良い印象を持ち、今まで思っていたイメージとは違った印象となっている。しかし、一方で、裁判所から送付される書面を拝見させていただくと、非常に堅い文書になっており、ギャップを感じる。裁判所から発出する文書は悪いことをした場合だけではないため、もう少し柔軟な文書にしていただいたら良いのではないか。また、先ほど提案のあった、ファンクラブなどは、非常に共感を持ち、また裁判所に来てみたいという印象を持っていただけると思う。

○ 私は以前、裁判所の記者クラブに入っていたこともあり、職員の方々は非常に親しみやすい方が多いと感じている。しかし、一方で、裁判所という所は人を裁く場であり、このギャップは絶対になくならないと思う。どうしても権威ということは必要である中で、裁判所の職員の皆さんも苦勞しながら、仕事をしていると思う。

● 次の議題として、「裁判員広報と法教育の充実」について意見交換を行いたいと思います。御意見はありますか。

△ 裁判所の広報活動については、裁判所、検察庁及び弁護士会の合同企画として、憲法週間及び法の日週間に合わせて、模擬裁判及び見学ツアーなどの一般広報行事を開催している。また、その他として、裁判員裁判の出前講義や学校へ出向いて、裁判手続の説明などを行っているほか、ホームページでも裁判員制度の紹介を行っている。

○ 検察庁としても、合同企画として憲法週間及び法の日週間に合わせて広報活動を行っているほか、独自の企画として、高等学校の教員に対しての教員研修を行っている。これは、主に少年非行や犯罪を理解していただくことを目的として、名古屋家庭裁判所、名古屋保護観察所及び名古屋少年鑑別所と連携し、施設見学や説明などを実施している。教員の方々からは、非行に走った少年たちについて、どのような相談窓口があるのか、相談先はどこかなど、とても参考

になったという意見をいただいている。

また、学校側からの要請に基づき、本庁及び管内支部で、裁判所と同じような移動教室、出前教室を実施している。ホームページにおいても、裁判所同様に広報活動を行っており、移動教室及び出前教室の申込みや裁判員制度の説明、DVDの貸出しなどを受け付けている。

- 弁護士会としては、平成15年からサマースクールを実施しており、また、愛知県下の中学校及び高校に対して弁護士を講師派遣し、法律について理解をしていただくような講義を行い、裁判に対しての理解を深めていただけるような法教育のための活動を行っている。また、広報誌として法教育ニュースなどを作成し、愛知県下の中学校及び高校の全校に対して、配布を行っている。
- 裁判員経験者のアンケートによると、経験する前では消極的な意見が多い中、経験したことにより、裁判員を経験して良かったという意見が見受けられる。

経験して良かったとの意見が多いということは、その意見をどのように還元するかが課題ではないかと思う。経験したが良くなかったとの意見が多数であれば、難しい問題となるが、経験してよかったという意見が多数であるならば、裁判員候補者に選ばれた方々は、少なくとも、一般の国民よりも高い関心を持って参加しているため、裁判員制度を理解をしていただくためにはそれほど難しい話ではないのではないのか。しかし、根本的に裁判に関わりたくない、あるいは興味のない方に対しては、難しい面もあると思うため、法教育をどのようにしていくかが課題となると思う。

小学校の教師のOBを授業の中に組み入れたり、資料を提供することによって、教育の場で、法意識を持てる機会となるのではないか。

- 私は、広報担当の仕事を5年ほど行っているが、裁判員裁判に関する記事を掲載した記憶はない。掲載依頼があれば、ぜひPRについて協力したい。

また、小中学校の行事に裁判関係の講座を組み入れてもらうための案内を行うなど、裁判所から外へ出てPRすると良いのではないか。

● 最高裁が設定した広報テーマを、各自治体に毎月お送りしているがなかなか掲載されないのが現状です。

○ 最近、広報活動について独自で新たに企画したものなどはあるか。

△ 裁判員裁判を経験した方の職場に、同じ事件を担当した裁判官が出かけて意見交換を行い、職場の他の方の前で、一般的な広報ではなく、裁判員経験者とともに説明を行い、裁判員裁判のより具体的な部分を知っていただくような企画を始めた。

○ 当局で放送したドラマの視聴率が上がったのは、SNSの影響が大きかったと分析している。ネットでのPRについては、裁判所や検察庁については難しい面もあると思うが、弁護士会であればある程度は可能ではないのか。

また、可能であれば、裁判所の若手職員でプロジェクトチームを編成し、SNSを利用してのPRができる手法はないかを検討してみてはどうか。若手からの視線で、今まで思いつかなかった新しい発想が出てくると思う。

○ 主婦の視線から見ると、警察と裁判所は遠くて怖いものだとの印象があるため、いかにそのハードルを下げていくかが課題となる。裁判員制度が始まる時にはかなり話題になったが、最近では、裁判員のトラブルなどの報道がされていることもあり、そこで情報が途切れている。

広報及び法教育の現状を見ていると、様々なことをしているが、一般の方がホームページにアクセスして情報を見に行かなければならないなど、どうしても受け身になっているように感じる。裁判所から外へ出て、ビラなどを配布するなどをしてはどうか。また、ビラを配布するに当たっても、ちょっとした工夫をし、若い世代や主婦層の気を引くようなものにすると良いと思う。

○ 模擬裁判の新聞記事を拝見したが、思っているほど将来は暗いものではないと感じた。学生の中では、裁判員制度が一般的になっているように思えて、このような世代が将来増えていくことで、裁判には裁判員が参加することが普通であると思えるようになっていくのではないかと。今はまだ、裁判員経験者が少な

いため、経験してよかったとの声が多いのにもかかわらず裁判員裁判の認知度は上がっていないのではないかと思います。

そこで、提案として、憲法週間及び法の日週間を利用して、裁判員経験者のコラムの掲載を各機関へお願いしてはどうか。また、企業の経営者の方に対し、社員が裁判員に選ばれた場合にどのようにしていくのかを準備していただくようお願いしてはどうか。

- 大学に対して、学生の裁判員裁判参加への配慮を求めているかどうか。もちろん学生は勉強を優先するのはもちろんだが、社会勉強の一つと考えて、教員の裁量でできる範囲で配慮していただくようお願いしてはどうか。
- 愛知県内には22の商工会議所があるが、私の所属する商工会議所においては、2か月に1回程度、企業のトップの方が集まる会議がある。その場で、裁判員裁判のPRに来ていただくのはどうか。1年に1回程度15分程度であれば受け入れは可能である。また、他の愛知県内の商工会議所においても、同様の企業のトップの方が集まる会議が開催されているが、企業のトップの方に理解してもらわないと従業員の裁判員裁判への参加の理解は得られないため、企業のトップが集まる会議の場で、裁判員裁判のPRを試みる方が良いのではないかと思います。
- 市町村の広報誌に掲載されていない問題として、文案があまり興味を引かないものになっているのではないかと。せつかく、憲法週間及び「法の日」週間があるので、この週間を利用し、特集を組んで斬新な広報活動を取り組んではどうか。
- 若い世代への法教育の取り組みとして、教育委員会と連絡を取って、何か行っているのか。
- 政治参加においては、選挙は18歳から選挙権が与えられて、まずは選挙に行きましょうとの動きがある。投票の方法などの広報は多く見かけるが、肝心の政治的な判断事項についての学習は手が付けられていない状況であると感じる。

司法参加においても、裁判員に選ばれれば行かなければならないなど、形だけの参加になってしまうことを危惧している。裁判員裁判においては、国民の義務として課されているため、参加しなければならないという認識を深めるとともに、制度に対しての中身の理解を深めてもらう必要があるように思うものの、手続や工夫だけではなかなか解決できない面もあるように思う。